

公園のゾーニング見直しについて（案）

1. ゾーニング見直しの考え方

(1) 上位計画により公園に求められる機能

公園を含む基地跡地（留保地約 19.1ha）は、市の南西部に位置し、東武東上線朝霞駅から約 700m の距離に位置しています。

平成 27 年 12 月に策定した朝霞市基地跡地利用計画において、公園を含む基地跡地は、「既存の周辺公共施設の活用及びそれらとの連携とともに、緑の拠点としての機能や、市の文化、スポーツ、レクリエーション的利用など、多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点」と位置付けられています。その中で、みどりの拠点ゾーンの土地利用方針として、防災拠点機能を備えた総合公園としての活用、多様な動植物を育む樹木の保全、様々な利用が行われる空間としての活用等の方向性が示されています。

また、朝霞市都市計画マスタープラン及び朝霞すみどりの基本計画において、豊かな自然・環境の拠点、レクリエーション、憩い、交流、防災機能を有するみどりの拠点として位置付けられており、周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い地域の交流と活性化を図るという方向性が示されています。

現行計画に示された公園・シンボルロードのコンセプト、上位計画に示された方向性及び隣接する青葉台公園、朝霞中央公園の主な機能を踏まえ、公園に求められる機能を次のように整理します。

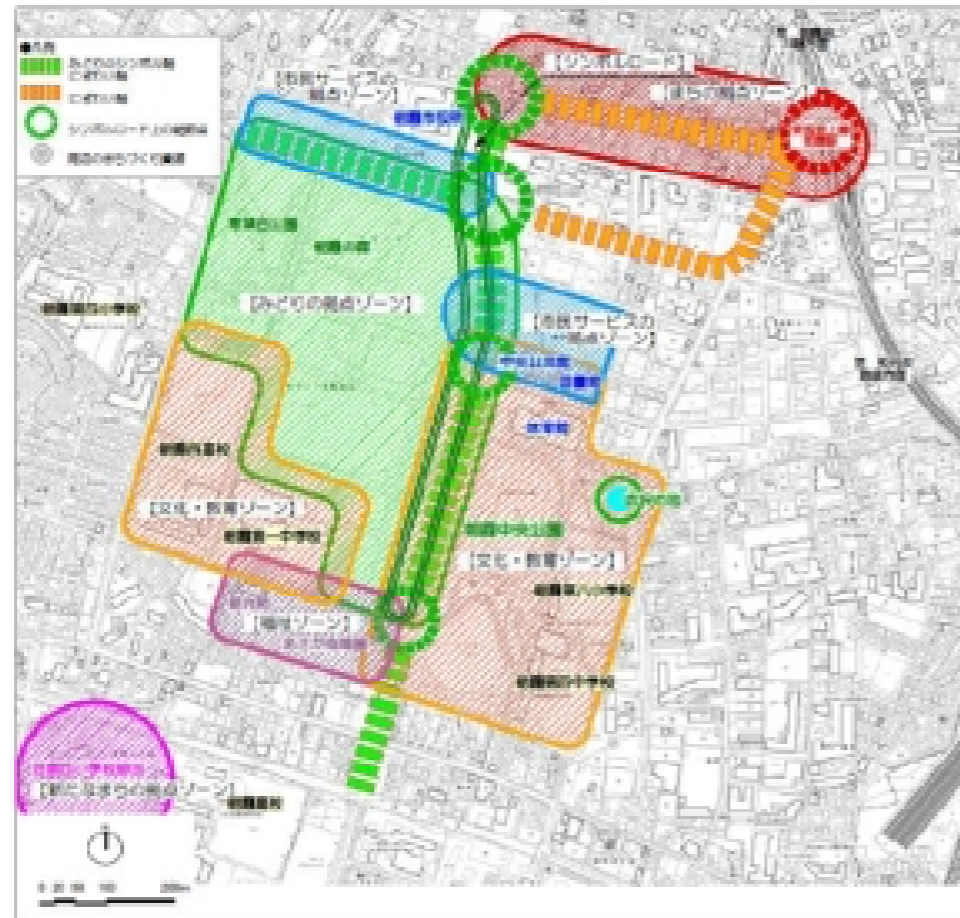
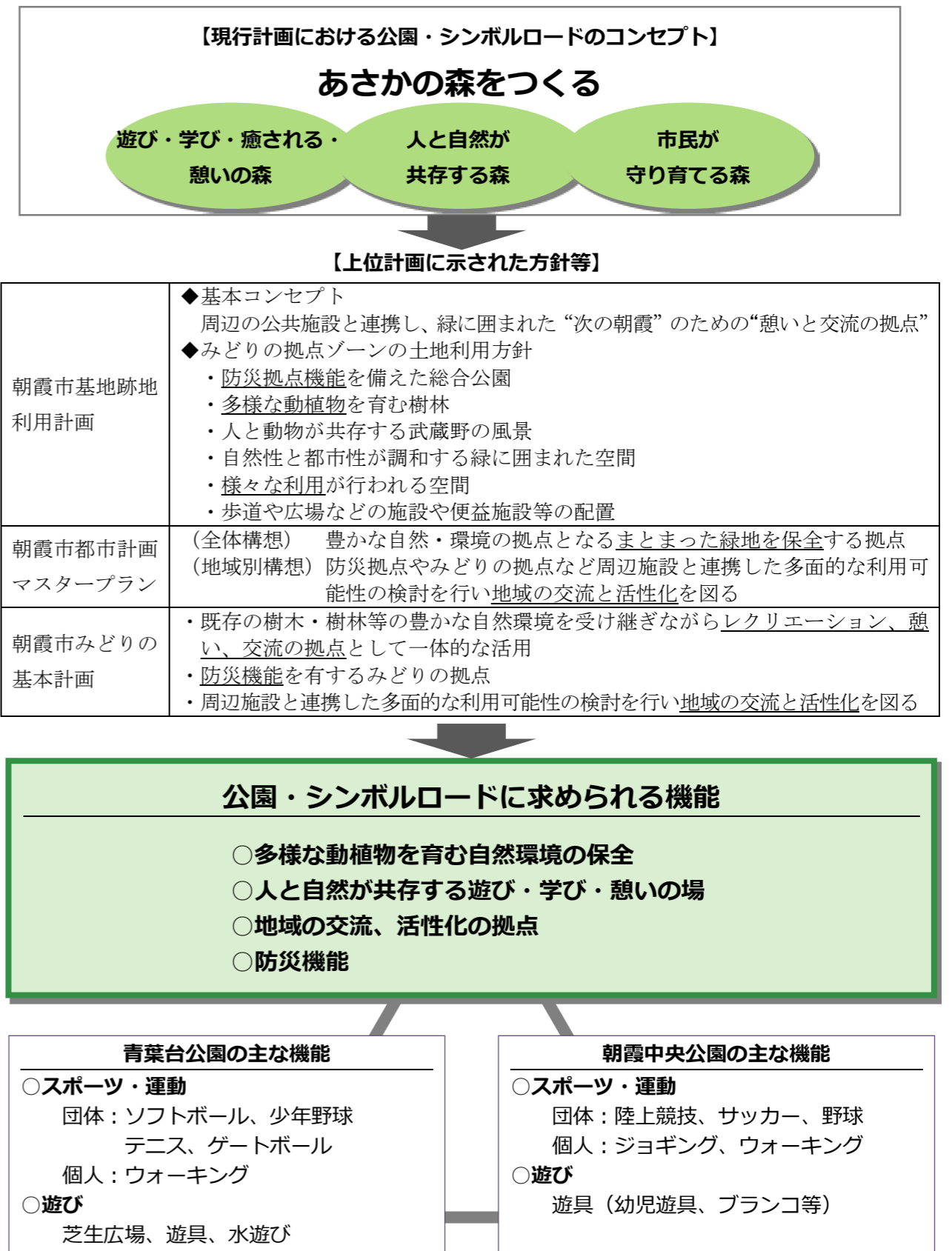


図 基地跡地及び周辺エリアのゾーニング

出典：朝霞市基地跡地利用計画（平成 27 年 12 月）



(2) 見直しの考え方

(第4回朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会 資料7を一部修正し再掲)

上位計画により公園に求められる機能及び現行計画策定後の諸条件の変化を踏まえ、以下の考え方に沿って見直しを進めます。

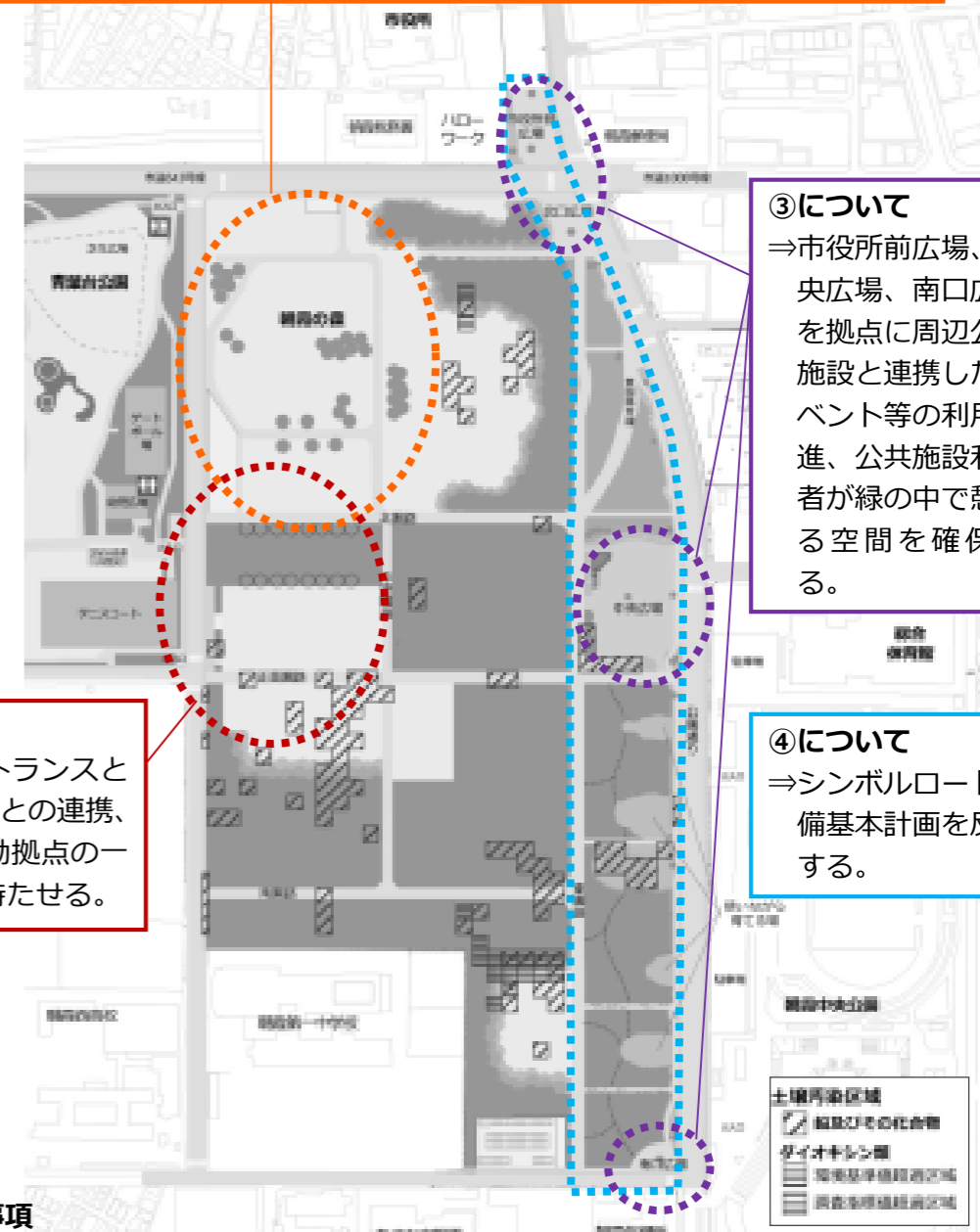
- ①朝霞市基地跡地利用計画見直しによって新たに加わった区域(旧公務員宿舎用地)の位置づけ
・市民中心で管理運営を行ってきた基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」の利用形態を継承することを前提とします。
- ②青葉台公園と連携した総合公園としての機能の検討
・現行の公園・シンボルロード整備基本計画(平成22年3月)において、公園西側の主要な入口の一つに位置づけられ、活動拠点施設を設けることが計画されている場所には、青葉台公園と連携した活用が図れる機能及び整備を検討します。
- ③周辺公共施設と連携した利用機能の検討(公民館・総合体育館・図書館、朝霞保健所・向陽園に近接する区域)
・シンボルロード整備基本計画に基づき、中央広場、南口広場を設けることで、各施設と連携した活用を図ります。
・周辺の公共施設を訪れる人に、緑に囲まれて憩える空間を提供できる場をつくることを検討します。
- ④シンボルロード整備基本計画の反映
・シンボルロード整備基本計画の対象範囲である、公園通りから西側30mのシンボルロード区域と、そこから公園区域内の東園路までを合わせた、幅約60mの範囲については、シンボルロード整備基本計画の内容を公園整備基本計画に反映します。
- ⑤平成28年度に把握した市民、関係機関からの公園・シンボルロードの整備・利活用に対する意見、提案の反映
・市民が公園に求める活動の方向性を反映し、緑の保全と、市民による公園の利用の共存の観点から、ゾーニングの見直しを行います。
・現行の公園整備基本計画における整備の考え方に含まれないため、検討を要する提案・意見については、見直し検討委員会や市民との意見交換会においていただいた意見を、公園整備基本計画への位置づけの是非を検討します。
- ⑥土壌汚染区域の分布を考慮した整備の進め方の検討
・基地跡地の土壌汚染対策は、国、埼玉県と協議中であるため、土壌汚染区域周辺の整備に早期に着手することは困難です。そのため、土壌汚染区域の少ない場所の整備を優先的に検討することを念頭において、整備の優先順位を検討します。
・土壌汚染区域は、整備内容により樹木の伐採及び土壌の被覆または入れ換え等の対策を行う必要があるため、汚染対策実施後の用途を市民協働で検討します。

(3) 見直しの考え方の展開

①について

⇒朝霞の森の利用形態は継承する。

公園整備基本計画のコンセプト、整備の考え方を踏襲しつつ、朝霞の森における市民中心の管理運営の実績を活かして、「使いながらつくる、つくりながら考える」という考え方を公園づくり全体に広げていく。



②について

⇒公園西側のエントランスとして、青葉台公園との連携、公園における活動拠点の一つとなる機能を持たせる。

③について

⇒市役所前広場、中央広場、南口広場を拠点に周辺公共施設と連携したイベント等の利用促進、公共施設利用者が緑の中で憩える空間を確保する。

④について

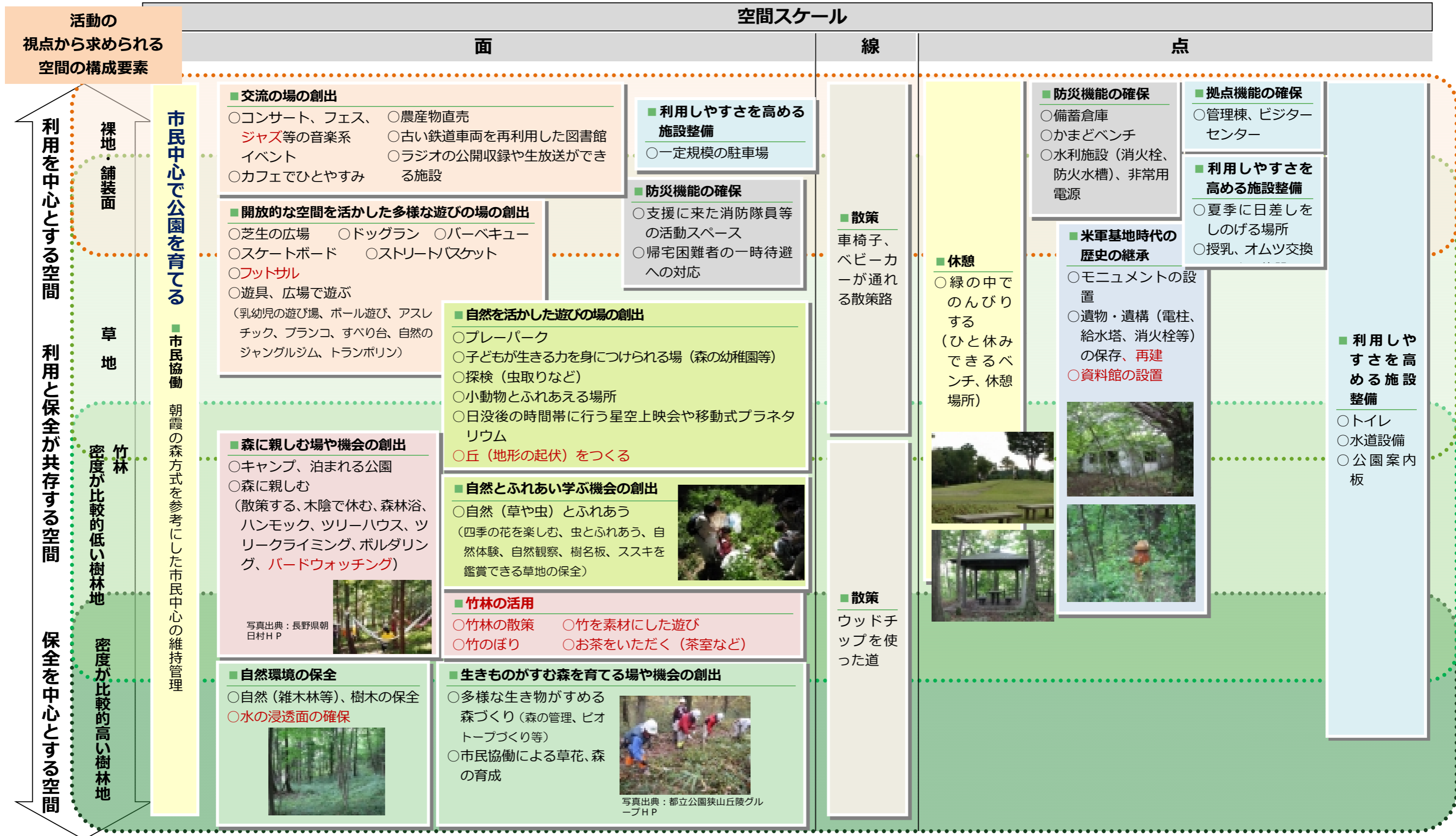
⇒シンボルロード整備基本計画を反映する。

公園全体に関わる事項

⑤について

⇒市民、関係機関等のニーズに基づく活動の方向性を踏まえ、「利用を中心とする空間」「利用と保全が共存する空間」「保全を中心とする空間」の3つの方向性を軸に、ゾーニングを見直す。(p.3【参考】市民・関係機関等からの提案・ニーズの展開に必要な空間の分析 参照)
⇒公園の自然、生物の多様性の保全に関する方針を示す。

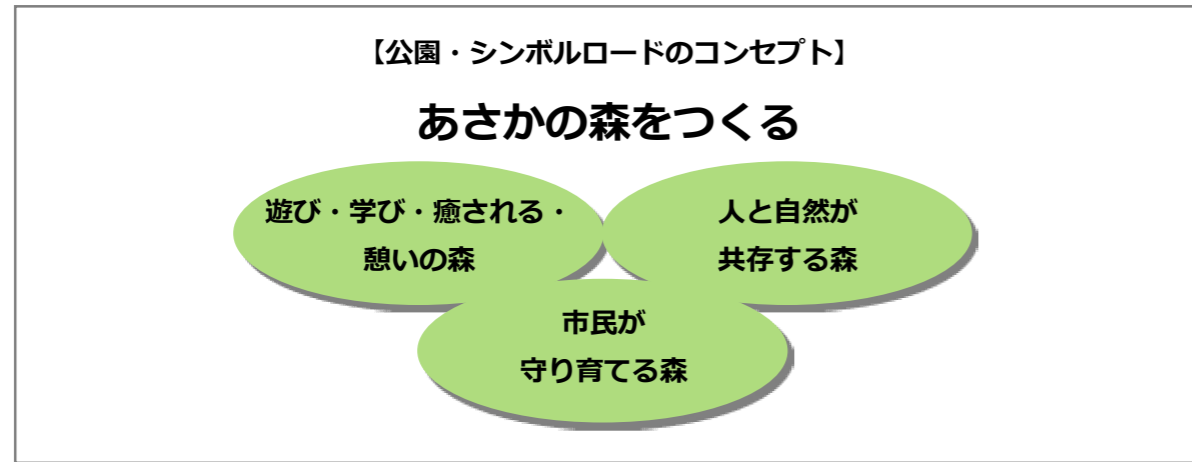
⑥について ⇒(事業スケジュールの検討段階で具体的な方策を示す)



<p>※ゾーニングの検討に 反映が困難なニーズと 理由</p>	水場・水辺の創出	プール じゃぶじゃぶ池	基地跡地公園に求められる機能に即さないため 青葉台公園に同様の機能があるため
	にぎわい創出	野外音楽堂	仮設設備で対応できるため
	利用しやすさを高める施設整備	無電柱化	公園区域外のため
	スポーツ系のニーズ	テニス、サッカー、野球等	朝霞中央公園、青葉台公園に同様の機能があるため

2. 公園・シンボルロードのコンセプト

現行の整備基本計画及び現行計画策定後に寄せられた市民、関係機関等からの提案・ニーズ等（p.3）を踏まえ、**遊び・学び・癒される・憩いの森、人と自然が共存する森を市民が守り育てることで「あさかの森をつくる」**ことをコンセプトとし、整備の考え方、整備の方針を次のように設定します。



整備の考え方	整備の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市民の財産となるオープンスペース ・新たなにぎわい、交流の拠点、彩夏祭などのイベントの場所 ・将来を担う子どもたちの活動の場 ・基地の歴史の保存と継承 	<p>「現状の自然環境を活かし、必要な手入れを継続的に行うことにより、自然環境や生物の多様性を保全します。」</p> <p>「憩い・遊び・学ぶことのできる公園にします。」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑の保存 ・武蔵野雑木林の再生 ・地域の歴史を物語る樹木の保全 ・朝霞市の緑の拠点 ・生物の多様性の保全 	<p>「自然の中で人々が憩い・遊び・学ぶための多様なゾーンをつくり、それぞれの特性に応じた活動を行う場をつくります。」</p> <p>「市民と行政が手を取り合い協働で管理運営を行います。」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺施設と連携した機能の配置 ・市民の憩いの場・健康増進の場 ・周辺の公共施設と連携した防災の拠点 	<p>「市民が使いながら時間をかけて手づくりで成長させていく公園とします。」</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・既存通路の利用・既存の緑の活用 ・時間をかけた整備・市民が使いながら成長する公園 ・市民参加による公園の管理・運営 	<p>「朝霞市の中心的な場所に立地する緑の拠点として、基地の歴史と自然を伝えながら市民に愛される魅力あふれる公園を目指します。」</p>

3. 公園の現況

(1) 空間の構成要素（現状）

土地の被覆状況及び植生をもとに整理した空間構成要素は次のとおりです。



(2) 公園への主なアクセス動線

歩行者のアクセスについては、東武東上線朝霞駅から主要地方道朝霞・蕨線（駅前通り）または市道 1000 号線を経由し、公園北東部に到達するルート、及び周辺の最寄バス停からのアクセスが想定されます。

また、自動車のアクセスについては、国道 254 号、県道 109 号から上ノ原通線（公園通り）を経由し、公園南側に到達するルート、緑ヶ丘通線（城山通り）、観音通線から本町通線（市道 1000 号線、643 号線）等を経由し公園北側からアクセスするルートが想定されます。

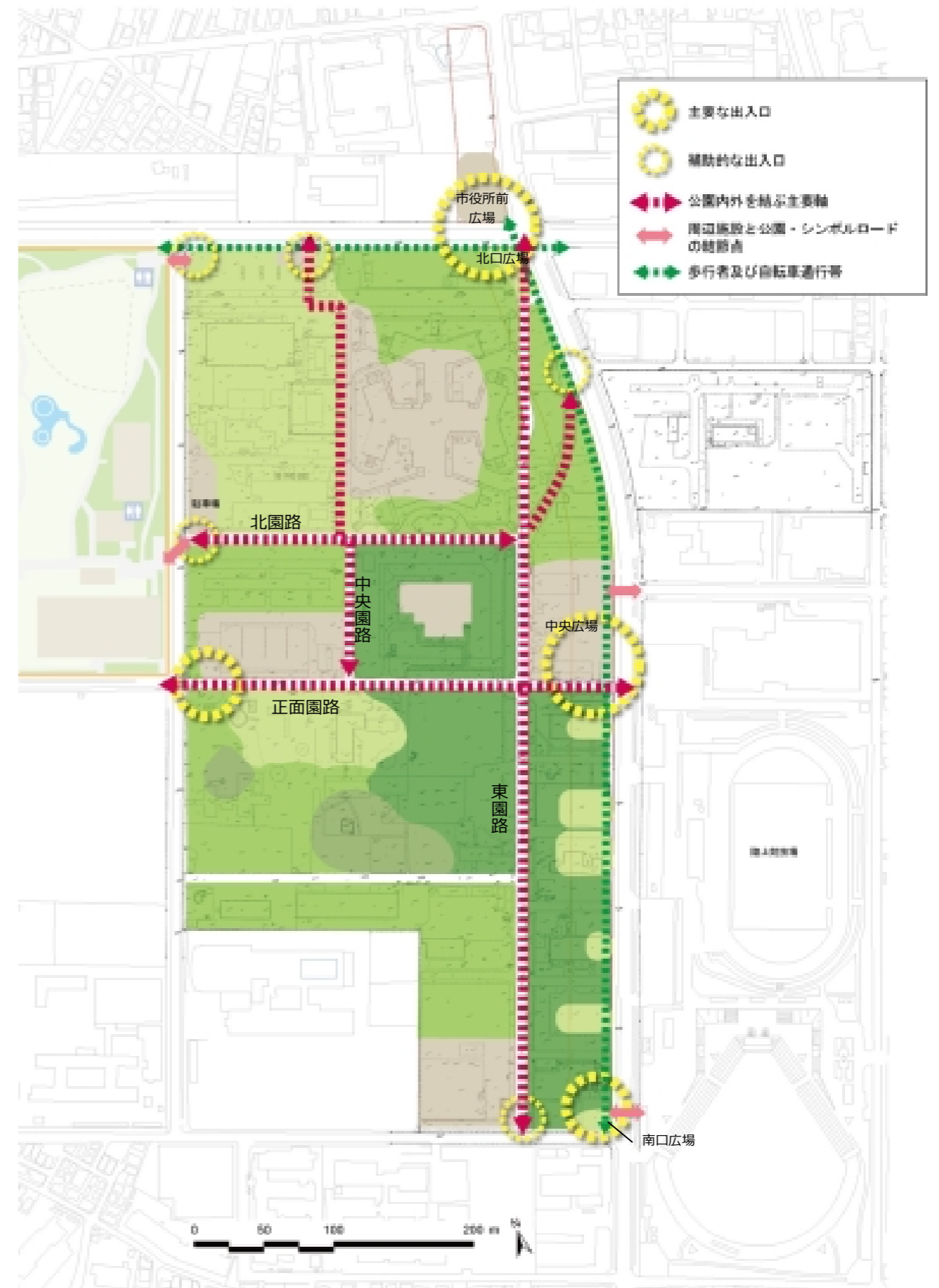
また、公園は広大な敷地を有しており、近隣の公共施設や周辺市街地との連携を強めるために、様々な機能が求められます。



(3) 空間構造

公園と周辺市街地との関係、主なアクセス動線を踏まえて整理した空間構造は、次のとおりです。

徒歩・自転車及び自動車によるアクセス動線を踏まえ、主要な出入口は、公園通り沿い及び公園西側に設けることが求められます。



(3) 自然的環境

公園区域の北部と南西部に比較的密度の低い落葉広葉樹林が分布し、区域の中央部と公園通りに沿った南東部分に比較的密度の高い落葉広葉樹林が分布しています。

樹種は、過去に植栽されたと推測されるヤマザクラ、ハリエンジュ、スズカケノキ、周辺地域の雑木林の構成樹種であるムクノキ、エノキ、ミズキ、先駆性樹種であるアカメガシワが多く見られます。

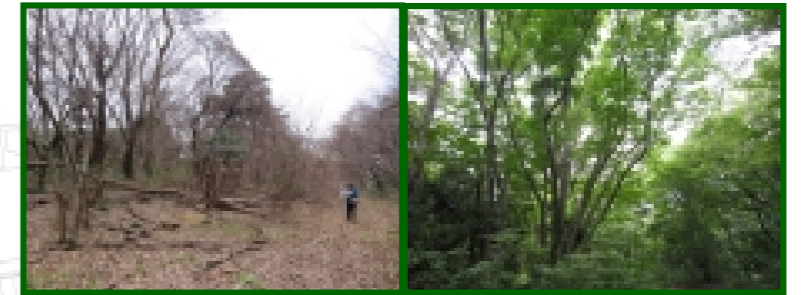
過去の主要動線等に沿って、スズカケノキ、ヤマザクラ、イチョウの大径木も生育しています。

落葉広葉樹の林と草地の空間

スズカケノキ、シラカシの大木

リトルペンタゴン跡北側の林 (左: 冬、右: 夏)

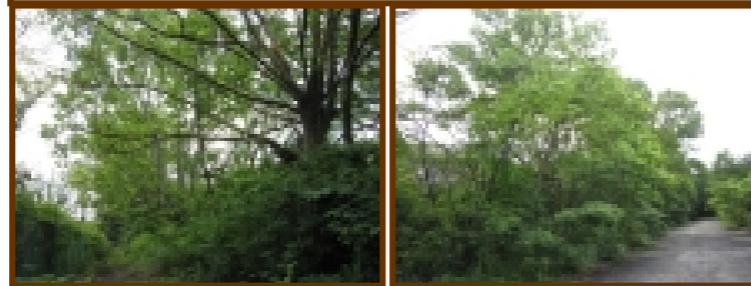
朝霞の森



リトルペンタゴン跡付近の林



スズカケの並木 (左: 朝霞の森側、右: 南側)



アスファルト被覆地、草地の開けた空間

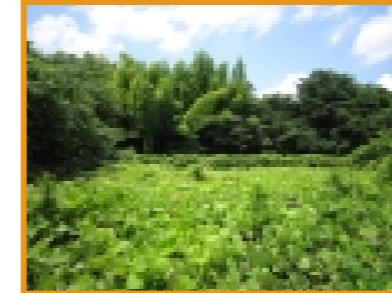
イチョウの大木



アスファルト被覆地

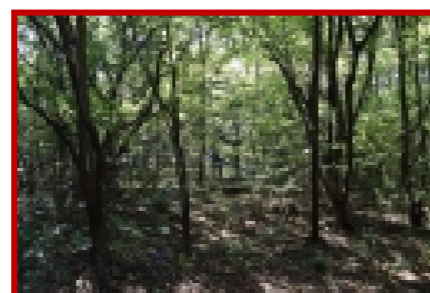


草地

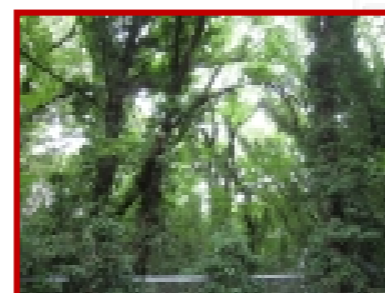


様々な樹木が混じった林、竹林、草地が混在する空間

ヤマザクラが優占する林

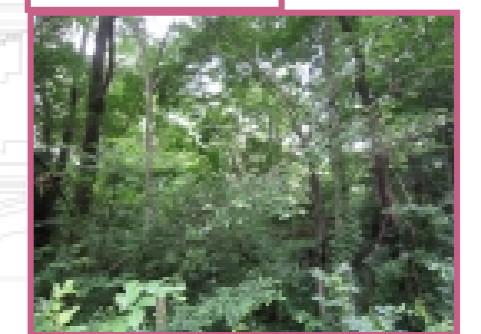


ケヤキ、スズカケノキが優占する林

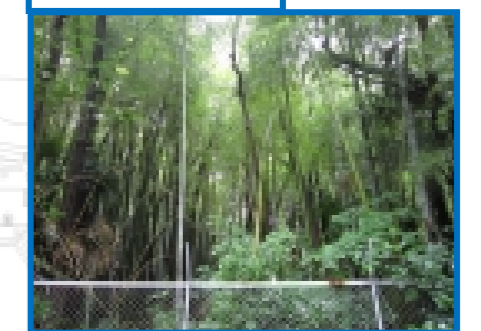


- 大径木 (胸高幹径 150cm以上の樹木)
- 落葉広葉樹
 - イチョウ
 - エノキ
 - ケヤキ
 - スズカケノキ
 - ハリエンジュ
 - ムクノキ
 - ヤマザクラ
 - その他落葉広葉樹
 - 常緑広葉樹
 - シラカシ
 - スダシイ

落葉広葉樹の林



竹林

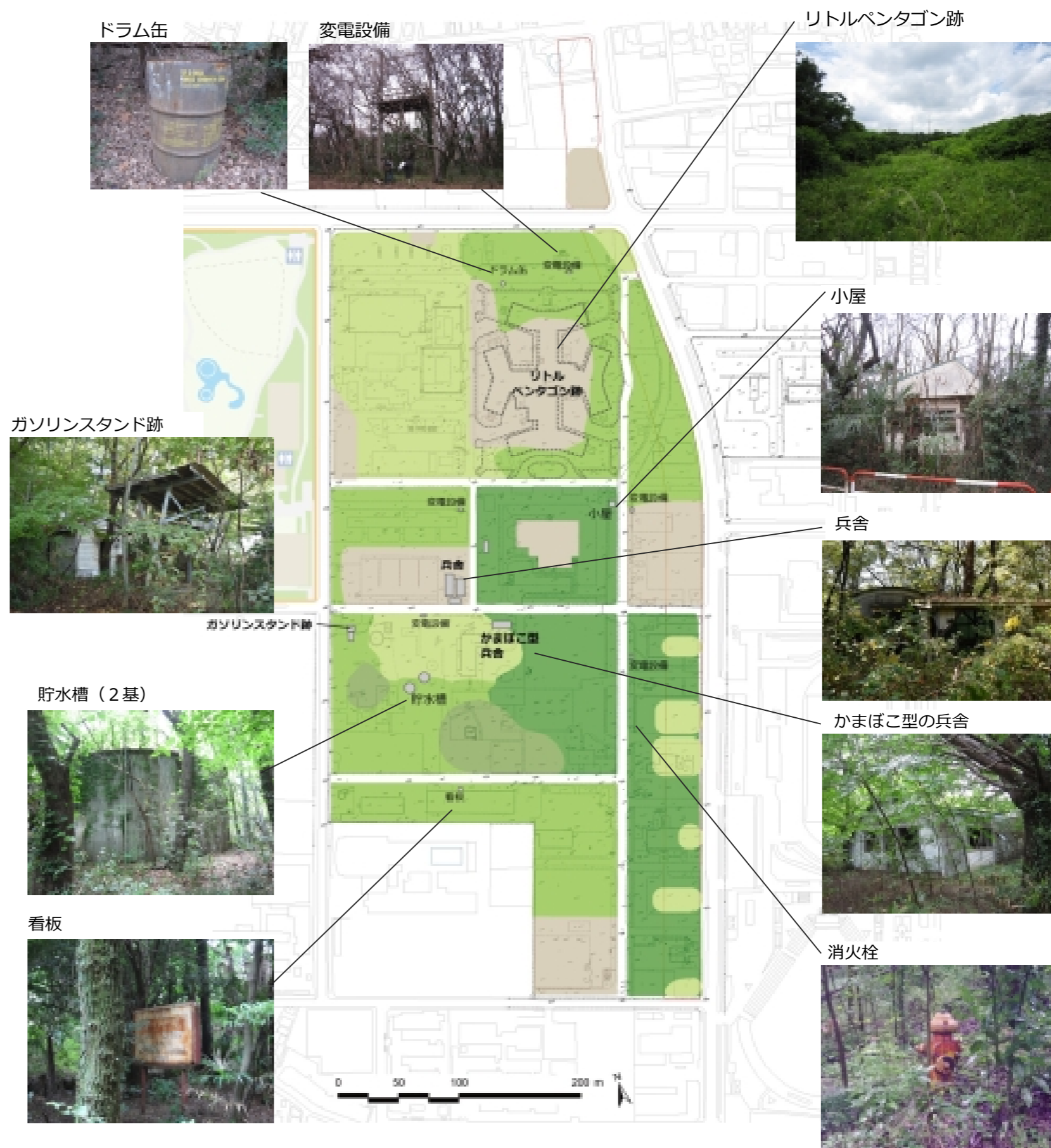


大径木は、「基地跡地公園・シンボルロードに係る植生調査及び生態系調査等委託業務 植生調査及び生態系調査報告書」(平成 23 年 3 月 朝霞市)に基づく。

(4) 基地跡地の遺物・遺構

公園内には、基地時代に建てられた小屋、兵舎、ガソリンスタンド跡など、下図に示す遺物が残されています。また、朝霞の森の東側に、通称「リトルペンタゴン」と呼ばれる建物の跡地があり、草地になっています。

図示した遺物のほかに、「止まれ (STOP)」「立入禁止 (OFF LIMITS)」等の標識、通り名を表示していたと推測される矢羽型サイン、消火栓が各所に点在しています。



4. 活動ニーズの展開

公園の現況を踏まえ、市民、関係機関からの提案・ニーズ（p.3）をもとに、以下の考え方を基本として、空間構成に重ね合わせて展開場所を整理しました。

【活動ニーズ展開の考え方】

- 既存の空間構成要素（開けた空間、植生等）をできる限り活かし、空間の特性の応じた活動を展開します。
- 公園中央部の樹林地を中心に自然環境を保全し、森を育む活動を展開し、その周辺のバッファーとなる空間において利用と保全が共存できる活動を展開します。
- 公園と周辺の市街地、施設を結ぶ結節点となる空間は、広場として活用します。
- 散策、休憩は、公園全体を使って楽しめるようにします。
- 防災機能は、開けた空間（裸地、舗装面）に確保します。
- 基地の遺物・遺構については、米軍時代の歴史を伝え、学ぶ素材として、一部を現地で復元・活用します。

まちとつながるみどりのにぎわい軸をつくる

- 公共施設に立ち寄ったついでに、公園の緑を眺めながら、散策、休憩する
- 車いすやベビーカーが通れる散策路
- カフェでひとやすみ

開けた空間を活用した 防災機能の確保

- 防災機能の確保（支援に来た消防隊員等の活動スペース等）
- 帰宅困難者の一時待避への対応 等

並木の下でのんびりと散策、休憩する 市民協働で草花を育て、四季を楽しめる風景をつくる

周囲に残る森の自然や基地時代の遺物を活かして、歴史を学び、守る活動の場をつくる

- 管理棟、ビジターセンター

市民や地域（学校等）と連携して 森の資源を活かし楽しむ

- 市民協働による森の育成
- キャンプ、泊まれる公園
- 森に親しむ
（散策する、木陰で休む、森林浴、ハンモック、ツリーハウス、ツリークライミング、ボルダリング、バードウォッチング）
- 竹林の散策、竹を素材にした遊び、竹のぼり
- 茶室をつくる

【公園全体を使って展開する活動等】 散策、休憩、緑を楽しむ
水の浸透面の確保

木立と草原の中でのびのび遊び学ぶ

- プレーパーク
- 子どもが生きる力を身につけられる場（森の幼稚園等）
- 探検（虫取りなど）
- 日没後の時間帯に行う星空上映会や移動式プラネタリウム
- 丘（地形の起伏）をつくる
- 小動物とふれあえる場所
- 自然（草や虫）とふれあう
（四季の花を楽しむ、虫とふれあう、自然体験、自然観察、樹名板、ススキを鑑賞できる草地の保全）
- 芝生の広場
- ドッグラン
- バーベキュー
- スケートボード、ストリートバスケット、フットサル
- 遊具、広場で遊ぶ（乳幼児の遊び場、ボール遊び、アスレチック、ブランコ、すべり台、自然のジャングルジム、トランポリン）

公園・シンボルロードのにぎわいと交流の拠点をつくる

- コンサート、フェス、ジャズ等の音楽系イベント
- カフェでひとやすみ
- 農産物直売 等

生き物のすむ森を育む

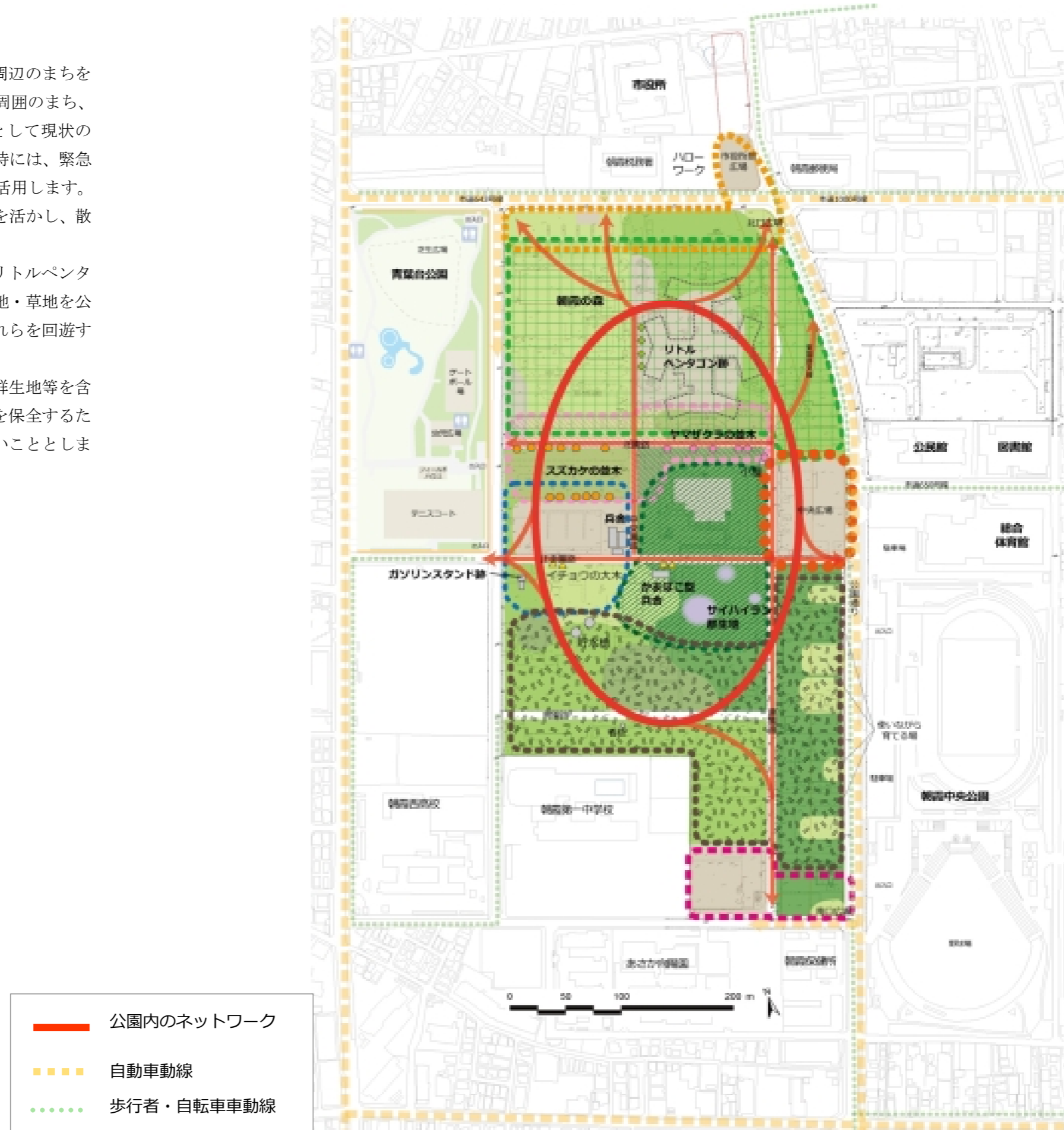
- 自然（雑木林等）、樹木の保全
- 多様な生き物がすめる森づくり（森の管理、ピオトープの形成等）

南側から訪れる人を公園に誘う エントランス空間を形成する



5. ネットワークの検討

- 基地跡地を象徴する軸線の一つである東園路、公園と周辺のまちを結ぶ軸線となる北園路、正面園路については、公園と周囲のまち、シンボルロードの中央広場と公園内を結ぶ主要な軸として現状の園路を活かします。また、これらの園路は、災害発生時には、緊急時優先道路（他行政機関の緊急車両スペース）として活用します。
- 北園路、正面園路沿いの並木、大木、基地時代の遺物を活かし、散策を楽しめる場としていきます。
- 「朝霞の森」、基地跡地を象徴する存在の一つであるリトルペンタゴン跡地、シンボルロード中央広場、区域南部の樹林地・草地を公園の主な資源ととらえ、主要な出入口を経由して、これらを回遊する動線を設定します。
- 区域中央部に位置する、正面園路南側のサイハイラン群生地等を含む樹林地については、多様な生き物の生息・生育環境を保全するため、樹林地内に積極的に人が立ち入る動線は設定しないこととします。



6. 整備の方向性

以上の検討を踏まえた整備の方向性を以下に示します。

- ・周辺の公共施設に立ち寄ったついでに、公園の緑を眺めながら、散策、休憩できる場を形成します。
- ・市役所前広場、北口広場については、小規模なイベントに対応でき、日常的には休憩に使える空間とします。
- ・周辺に公共施設が多く、市街地に近い立地を活かして、市場性を調査した上で民間によるコンビニ、カフェ等の整備について検討します。

【導入する施設イメージ】

広場（市役所前広場、北口広場）、歩道と一体となった散策路、ベンチ等の休憩施設、コンビニ・カフェ等の収益施設（100㎡程度・トイレ併設）、駐輪場

- ・北園路に沿って残るスズカケの並木、ヤマザクラの並木の下で散策、休憩を楽しめる場とします。
- ・スズカケの並木の間を開けた空間は、木陰で読書やピクニックを楽しんだり、市民が花を育てたりできる憩いの場を形成します。
- ・基地時代の小屋は、休憩施設として復元、活用することを検討します。

【導入する施設イメージ】

ベンチ、四阿等の休憩施設

- ・周囲に残る森の自然や基地時代の遺物を活かして、歴史を学び、守る活動の拠点形成します。
- ・自然や歴史を学ぶことができる施設として、展示施設、管理棟機能、災害時の拠点機能を併せ持ったビジターセンターを設けます。
- ・特徴的な施設であるガソリンスタンド跡は、上屋を復元するなどして、休憩施設または案内施設として活用します。
- ・現存する兵舎は、老朽化が進んでいることから、遺構を示すモニュメントや解説板等を設け、歴史を学ぶ場として活用します。
- ・正面園路沿いに見られるイチョウの大木などをシンボルツリーとして活用します。

【導入する施設イメージ】

ビジターセンター（500㎡程度・自然や歴史の学習拠点、管理棟の機能と、備蓄倉庫及び災害時に会議室等として利用できる機能を整備）
ガソリンスタンド跡を復元した休憩施設または案内施設
兵舎跡を活用して歴史を解説する案内板
消防水利施設、災害時に利用できる非常用電源（太陽光発電）、非常用トイレ等の設備
駐車場・駐輪場

- ・草地、林縁、樹林地の環境を保全・再生・活用しながら、市民や地域（学校等）と協働で、雑木林の管理活動、森や竹林の資源を活かしたツリークライミングなどのレクリエーション、花見や月見などの活動を通じて、地域の自然、歴史、文化を体験、継承する場として活用します。

【導入する施設のイメージ】

林内を散策できる園路、トイレ、林内の活動資材を保管する仮設倉庫

- ・「朝霞の森」とその周囲の樹林地を活かしながら、遊び、学び、交流につながる多種多様な活動の場を、市民と使いながらつくっていきます。また、市民中心の管理運営活動の拠点となる施設を設けます。
- ・朝霞の森のエリアには、市民の利用ニーズに応じた施設（遊具、バスケットゴール等）の設置を必要に応じて検討します。
- ・基地時代を象徴するものの一つであるリトルペンタゴンの跡地については、遺構の範囲を示す造形物（形状に沿ってタイルを埋め込む等）や、土壌汚染対策を要する区域に築山を設けるなど、象徴性を持たせる仕掛けを導入します。また、北口広場からリトルペンタゴン跡への動線を確保します。
- ・現在、朝霞の森として活用されているエリアについては、災害時の帰宅困難者の受け入れ等に活用します。

【導入する施設イメージ】

市民中心の管理運営活動の拠点施設（70～90㎡程度・トイレ含む）
築山
ベンチ・四阿等の休憩施設
駐車場・駐輪場
災害時に利用できる非常用電源（太陽光発電）、非常用トイレ等の設備

- ・公園・シンボルロードのにぎわいと交流の拠点となる広場を設け、公民館、図書館、総合体育館等の周辺施設と連携してイベント等を行う場としていくとともに、周辺施設を訪れる人々が緑の中で憩える場を提供します。
- ・日常はベンチ、イベント時はステージとして利用ができるデッキテラスを設け、憩い、にぎわいの場をつくりまします。
- ・市場性を調査した上で民間によるコンビニ、カフェ等の整備について検討します。または、仮設コンテナ等により、様々な市民や事業者が入替わりで飲食、物販などのサービスを提供する仕掛けを検討します。

【導入する施設イメージ】

デッキテラス
民間が運営するカフェ等の施設または仮設コンテナ（30～60㎡程度・トイレ含む）

- ・公園内の動植物の生息・生育環境の核として、樹林地、草地を保全します。
- ・管理活動、自然観察以外の活用を積極的にはしない空間とし、散策路を設ける場合は、自然に形成された通路にチップ舗装を行うなど、できる限り環境に配慮した形態とします。
- ・現存するかまぼこ型の兵舎は、休憩施設、鳥類の観察小屋等として復元・活用することを検討します。

【導入する施設イメージ】 チップを敷いた散策路

- ・南口広場を中心に、公園南側のエントランスとなる空間を形成します。
- ・朝霞中央公園と連携して、休憩や小規模なイベントに対応できる空間をつくりまします。

【導入する施設イメージ】 ベンチ等の休憩施設、駐車場・駐輪場、トイレ

